

広島県告示第五百六十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成二十七年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成二十七年十一月十日

二 存続期間

免許の日から平成三十年八月三十一日まで

三 申請期間

平成二十七年九月十七日から平成二十七年十月十六日まで

四 公示番号

区第四百二十三号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名称	時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	一〇月一日から翌年四月三〇日まで

2 漁場の位置及び区域

(一) 位置

江田島市大柿町深江白水地先

(二) 区域

次のアイ、イウ、ウエを結んだ三直線とエアを距岸二十メートルで結んだ線とによつて囲まれた区域

基点一 親休鼻から西回り二番目の鼻の大岩

基点二 深江釣附こんぼうず岩西端

ア 一から大柿町長島の洲鼻を見通す線上二十メートルの所

イ 一から大柿町長島の洲鼻を見通す線上百七十メートルの所

ウ 二から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上百七十メートルの所

エ 二から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上二十メートルの所

六 地元地区

江田島市大柿町深江